

別表

| 受講対象者 | 講習会開催月日 | 時間 | 講習会場 | 参集範囲 |
|--|----------|-------------------|------|------|
| 長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。） | 5月29日（水） | 午前10時から 午後4時まで | 塩尻会場 | 県下一円 |

生活保安課

正 誤

平成14年3月28日付け長野県規則第12号「長野県短期大学学則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所）
49 表中

| 誤 | | 正 | |
|---|----|---|----|
| | 科目 | | 科目 |
| | 専門 | | 専門 |

平成14年3月28日付け長野県規則第25号「長野県収入証紙規則の一部を改正する規則」中

ページ 行 誤 正
86 下から1 長野県規則第26号 長野県規則第25号

平成14年3月28日付け長野県教育委員会訓令第4号「長野県立高等学校校務処理規程の一部改正」中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|------|--|--|
| 5 | 下から5 | 次のとおり | 次のように |
| 5 | 下から2 | 第4条第1項中「にあつては別表第2の1教務関係事項を、事務長にあつては同表の | 第3条中「別表第1」を「別表」に改める。 第4条第1項中「にあつては別表第2の1教務関係事項を、事務長にあつては同表の |

| | | | |
|---|------|----------|---------------------|
| 6 | 上から2 | 別表第2を削る。 | 別表第2を削り、別表第1を別表とする。 |
|---|------|----------|---------------------|

平成14年3月28日付け長野県教育委員会訓令第5号「長野県立特殊学校校務処理規程の一部改正」中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|------|--|--|
| 6 | 11 | 次のとおり | 次のように |
| 6 | 下から8 | 第4条第1項中「にあつては別表第2の1教務関係事項を、事務長にあつては同表の | 第3条中「別表第1」を「別表」に改める。 第4条第1項中「にあつては別表第2の1教務関係事項を、事務長にあつては同表の |
| 6 | 下から4 | 別表第2を削る。 | 別表第2を削り、別表第1を別表とする。 |